

# B型肝炎訴訟の手引き

平成24年1月 改訂



厚生労働省  
健康局結核感染症課



# 目次

<b>はじめに</b> .....	3
-------------------	---

<b>和解の手続</b> .....	4
--------------------	---

提訴の準備から、給付金等の支給に至るまでの流れ .....	4
給付金等の支給を受けるための要件 .....	5
一次感染者が救済要件を満たすことを証明するための資料 .....	6
二次感染者が救済要件を満たすことを証明するための資料 .....	11

<b>病態の認定</b> .....	12
--------------------	----

病態判断のための「診断書」の作成について .....	13
----------------------------	----

<b>給付金等の内容</b> .....	14
----------------------	----

除斥期間を経過した慢性肝炎患者の取扱いについて .....	15
除斥期間を経過した無症候性キャリアの政策対応について .....	16

<b>給付金等の請求について</b> .....	18
--------------------------	----



## はじめに

### ・ B型肝炎訴訟とは？

B型肝炎訴訟とは、幼少期に受けた集団予防接種等（予防接種またはツベルクリン反応検査をいいます）の際に注射器（注射針または注射筒）が連続使用されたことによってB型肝炎ウイルスに持続感染したとされる方々が、国による損害賠償を求めている訴訟です。

平成元年に5名の方が提訴され、これらの方々に対しては、平成18年の最高裁判決により国の責任が確定し、損害賠償をお支払いしました。

そして、平成20年3月以降、先行訴訟と同様の状況にあるとして、700名以上の方々から集団訴訟が提起されていましたが、平成22年5月に和解協議を開始し、平成23年6月に国と原告団・弁護団の間で「基本合意書」が成立し、今後の救済に向けた認定要件や金額が合意されました。

また、平成24年1月13日に、「基本合意書」に基づき和解が成立した方々等に対して、給付金等を支給することとする「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます。）が施行されました。

※ 注射器を交換する旨の指導が行われなかったことについて、国の過失責任が認定された期間は、昭和23年から昭和63年までの間です。現在の予防接種においては、注射器の交換や予防接種による事故の防止について徹底して指導されています。

### ・ 本冊子の趣旨

国としては、今後、この「基本合意書」に基づいて、各地の裁判所において、原告の皆さまや、これから提訴される方々と和解手続を進めてまいります。

この和解手続においては、「基本合意書」で定めた救済要件に合致するかどうかについて、証拠に基づき、裁判所で確認していくこととなりますので、これから救済を希望される方々は、国を相手とする国家賠償請求訴訟を提起していただく必要があります。

この『B型肝炎訴訟の手引き』は、今後、B型肝炎訴訟で救済を希望される方々に対し、請求のために必要な資料など、和解の仕組みを分かりやすくお知らせするために作成したものです。

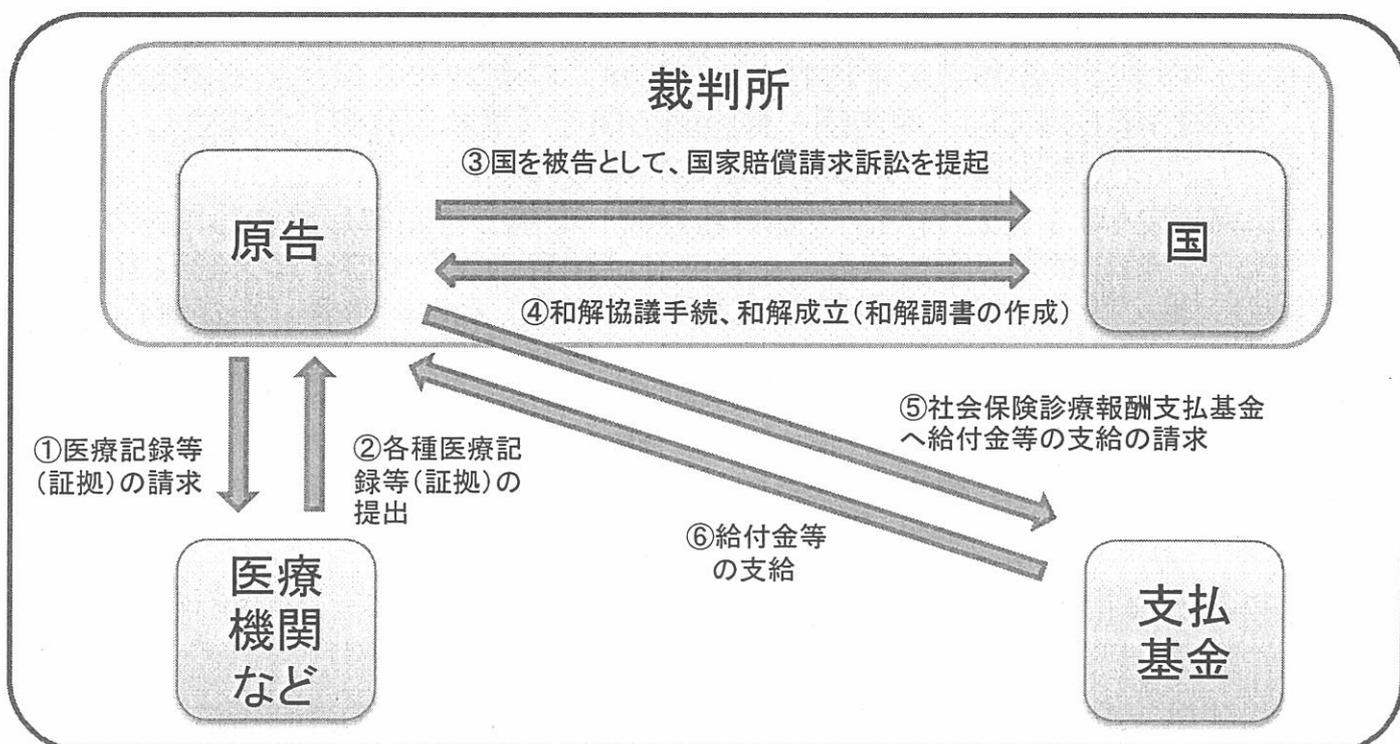
### ・ 医療機関の皆さまへ

医療記録等の収集や、和解成立後の無症候性キャリアの方の定期検査受診など、患者・感染者の方が来院される機会に、円滑にご対応いただけるよう、本冊子をご活用いただければ幸いです。

## 和解の手続

### ・ 提訴の準備から、給付金等の支給に至るまでの流れ

B型肝炎ウイルスの感染経路は、集団予防接種等における注射器の連続使用以外にもさまざまなものが考えられます。このため、司法手続（裁判所の仲介の下での和解協議）の中で、集団予防接種等における注射器の連続使用が原因でB型肝炎に感染したことの確認が必要です。こうして和解等が成立し、因果関係が認められた方には、病態の認定を経て、特措法に基づき、病態に応じた給付金等が支給されることとなります。



### 【上図の説明】

- ①～③ 救済を求める方は、救済要件を満たしていることおよび病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集し、国を被告として、裁判所に国家賠償請求訴訟を提起していただく必要があります。
- ④ 裁判所の仲介の下、和解協議を行います。その過程で、必要に応じて、国から原告の方に追加証拠の提出を求めることがあります。その際には、必要な証拠を追加提出していただく必要があります。救済要件を満たしていることが証拠によって確認できた方は、国との間で和解調書を取り交わします（和解の成立）。
- ⑤、⑥ 和解が成立した方が社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」と言います。）に給付金等の支給の請求を行い、給付金等が支給されます。